

# 神戸華僑総会太極拳協会規約

2017年6月18日（日）会員大会にて決議

第1条 名称 本会の名称は神戸華僑総会太極拳協会とする。

第2条 目的 中国武術太極拳の学習、研究を通じて、会員の心身の健康の増進、相互の親睦を深める事、また、太極拳の普及のため、国内外の団体との交流を図り、技術の向上、中日友好の輪をひろげることを目的とする。

第3条 事業 本会の目的に沿った学習、各種活動に積極的に取り組む。

第4条 会員

1.本協会主催の通年講習会に参加し、会費を払う者を会員とする。

2.会員は本協会の目的に賛同し、規約・決議を守り、本協会の諸事業に出来る限りの協力を行う。

3.会員が退会した場合、又は理由もなく、会費を3か月以上滞納した場合は、会員資格を失う。

※但し、再入会は妨げないものとする。

4.本会の名誉を著しく傷つけ、規約に反した者は、理事会議の決定により、退会させる事が出来る。

5.会員は、会務について公に意見を述べ、提案したり、また、会員総会にて役員を選挙、決議の権利を有す。

6.会員は本人の希望により自由に所属するクラスを変更する事ができる。ただし、指導の先生の承諾を得た上で行う。

第5条 本会は、次の役員を置く。

1、会長 1名

2、副会長 若干名

3、理事 若干名

4、会計監査 1名

5、顧問

第6条 役員を選任

1、まず各クラスより理事候補を選出する。（各クラスの人数が10名未満であれば1名、10名以上であれば2名を選出来る）

2、選ばれた理事候補により、さらに他に協力して頂く理事候補を会員の中から推薦する。最終的に選ばれた理事候補全員により会長、副会長を推薦する。

3、理事及び正副会長は、総会にて承認を得るものとする。

4、会計監査は総会で選出する。

第7条 役員の任期 すべての役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。理事が会員資格を失った場合、理事会にて理事追加のための補選を行い、決定する事が出来る。ただし、その理事の任期は、他の理事の任期満了とともに終了する。

#### 第8条 役員の任務

1、会長は本会を代表し、役員会を統括する。

2、副会長は会長を補佐し、会長に急務あるときは、その任務を代行し、会務を処理する。

3、理事は必要な事項を審議する。

4、理事は所属する各クラスをまとめ、また理事会で決定した事に基づいて、会務が円滑に運営されるよう積極的に協力する。

5、会計監査は会計事務を監査し、その結果は、会長が承認した上で総会において報告する。

第9条 理事会 議事の決議は理事総数の過半数以上の賛成を持って行う。また、欠席理事の委任によって、会員が代理で評決に参加する事も出来る。

第10条 会員総会 本会の最高議決機関であり、原則として1年に1回開く事とする。但し、会長が必要と認められた時は、臨時に会員総会を開催することができる。総会は会員の過半数以上の出席がなければ議決する事が出来ない。ただし、他の会員を代理人とし、評決を委任した者は出席者とみなす。総会の議決は過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

#### 第11条 会員総会で承認または決議を要する事項

1、会務報告並びに会計報告

2、活動方針及び事業計画

3、会長、副会長、理事、会計監査の選出

4、規約の改正

#### 第12条 経費及び経理

1. 会費、入会金、その他の収入（寄付金など）により運営する。

2. 経費の徴収、支出に関するその他運営規則については、別途、理事会で制定する。

# 神戸華僑総会太極拳協会運営規則

2017年6月18日会員大会決議

1. 当協会における通年クラス（短期講習などは除く）に参加するものを当協会の会員とする。会員は、入会金を含む3か月分として1万3千円を納め、その後は、3か月毎に1万円を納めなければならない。  
6か月以上の休会をした者が再び、通年クラスに参加する時は、新規入会として、上記と同様の会費を納めなければならない。
2. 会費の納入方法については、変則納入は認めない。たとえば、会費の分割納入や1か月ないし2か月限定した会費納入、あるいは、太極拳の演目を限定しての減額した会費納入などは、認めない。
3. 当協会における通年クラスに所属する者が、複数クラスに参加する時は、上記1の会費のほか、追加して参加するクラスの1回ごとに、800円の会費を納めなければならない。なお、追加会費の納入については、神戸華僑総会事務局において発行するチケットを使い、1回ごとに納めなければならない。
4. 当協会において行う短期特別講習などの会費は、別途、決定する。  
なお、その参加は、会員、非会員を問わず、参加できるが、短期特別講習参加者は、当協会の会員とはならない。
5. 当協会は、太極拳についての段位認定試験は、一切行わない。
6. 当協会は、技能の優劣によるクラス分けは行わない。クラスの選定は、会員の自主判断によるものとする。
7. 太極拳技術向上のための日中交流行事等において、技術指導経費が必要となったときは、その都度、理事会において必要な経費額を算定し、その徴収方法を決定するとともに、技術指導を受ける会員は応分の負担を行う。
8. 会計担当理事は、奉仕活動に対する謝礼、技術指導経費等の徴収・管理を行うことを任務とし、太極拳技術指導者に対し会員から支払われる謝礼についての徴収・管理は行わない。